

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年7月1日	大津第一交通株式会社(法人番号 9160001000537) 代表者北浦歳彦	滋賀県大津市柳ヶ崎5番地 8号	高島	滋賀県高島市新旭町大字北畑字上タモ ノ木807番地2号	輸送施設の使用停止(20日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年1月21日、同年1月29日及び同年2月26 日、長期未実施を端緒として監査を実施。5件の違 反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実 施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規 則」)第24条第1項、第2項)、(2)乗務等の記録義務 違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、 第4項)、(3)乗務員台帳の作成、備付け義務違反 【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(4) 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転 者に対して行う指導及び監督の指針」による運転 者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違 反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2 項)、(5)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違 反(運輸規則第48条の4第1項)	2	2
令和2年7月7日	株式会社ファミリア交通(法人番号 5122001014326) 代表者田中勝	大阪府東大阪市中野南2 -25	本社	大阪府東大阪市中野南2-25	輸送施設の使用停止(96日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和2年3月16日及び同年5月12日、苦情を端緒と して調査を実施。1件の違反が認められた。運送引 受義務違反(法第13条)	20	10
令和2年7月28日	神戸タクシー株式会社(法人番号 4140001017158) 代表者杉本恵一	兵庫県神戸市長田区海運 町8丁目1番地10号	本社	兵庫県神戸市長田区海運町8丁目1番地 10号	輸送施設の使用停止(98日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年2月18日及び同年2月27日、労働局からの 通報を端緒として監査を実施。7件の違反が認め られた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条 第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の 勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反 (旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第21条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗 務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違 反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4) 乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項 等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(5)「旅客自動 車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針」による運転者に対する 特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診 断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)、(6)整備 管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、 (7)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運 輸規則第48条の4第1項)	10	10